

論説 日加経済関係と加米自由貿易協定

著者	岩崎 美紀子
雑誌名	筑波法政
巻	11
ページ	161-184
発行年	1988-03
URL	http://hdl.handle.net/2241/00155668

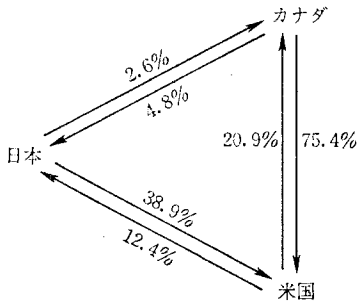
日加経済関係と加米自由貿易協定

岩 崎 美 紀 子

I は じ め に

日加経済関係は、日本、カナダ、米国を三点とするトライアングルの中で理解されてはじめて意味をもとう。加米自由貿易協定が合意された今、ますます日加経済関係は、米国ぬきでは語れなくなった。

図1は、日米加の間の *bilateral* な輸出を、図2は同じく輸入を、それぞれ自国の輸出、輸入に占める比率で表わしたものである。これらの図から次のことが明らかになる。まず第一に、加米間の貿易額は、日米間、日加間に比して圧倒的に大きいこと、第二に、日米、加米間の貿易関係は、それぞれともにアシメトリックであること、第三に、カナダ、日本それぞれの米国への輸出依存度は、米国の日本、カナダそれぞれへの輸出依存度よりも高いこと、第四に、日加間の貿易関係はほとんど均衡しているが、貿易額自体は少ないことである。このようなゆがんだトライアングルに位置づけられながら、健全ともいえる日加経済関係を強化できれば、より大きな拡大均衡につながっていく可能性も高い。他方、このトライアングルの最も太い辺である加米間で自由貿易が合意されたことは、今後残された一



source IMF, Direction of Trade Statistics April 1987, p.28 P.72 p.133

図 1 日米加間の輸出 (bilateral), 1986 (輸出国側の輸出に占める比率)

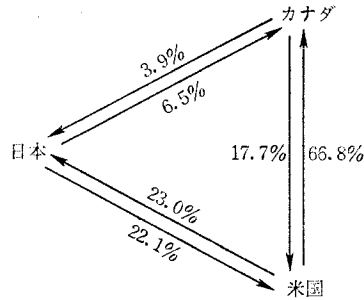


図 2 日米加間の輸入 (bilateral), 1986 (輸入国側の輸入に占める比率)

カナダと米国の
日加関係は、日米関係ほどスポットをあびていないが、今後日本にとってカナダは重要な国の一つになると思われる。カナダと米国は同じ北米大陸に位置しながら、多くの面で異なっている。歴史的には、英国から武力で独立を勝ちとった米国とは対照的に、カナダは平和裡に植民地

II カナダと米国の違い

九八七年十二月号、六八頁。

注

(一) アシメトリックな貿易関係、シメトリックな貿易関係については、拙稿

「日米加経済関係における加米自由貿易構想の意味」、『ESP』No. 188, 一

点である日本に、日米関係、日加関係の見直しをさせることになるであろう。
本稿では米国の影にかくれ、米国と同一視されやすいカナダを米国と切りはなして理解することからはじめ、日加経済関係の現状、また加米自由貿易協定の日米加三国それぞれへのインプリケーションを分析したい。

から自治領に移行した。また、南北戦争という内戦を経て米国は強い中央政府を志向し、国家としての統一を強化したが、他方カナダは、隣国のこの南北戦争を教訓として強い中央政府をもつ連邦国家として出発したにもかかわらず、徐々に州の力が強くなり、国家の統一 *national unity* が常に問題となっている。

社会・文化的には、米国もカナダもともに移民の国であるが、米国はメルティングポット、カナダはモザイク社会と概観できる。

米国とカナダの相違を政治的側面からみるならば、国内、国外の二つにわけて考えることができよう。まず国内の政治機構をみるならば、米国もカナダも同じく連邦制度を採用しているという共通点をもつ。しかし、共和制、大統領制の米国とは異なり、カナダは立憲君主制、議院内閣制というイギリスの政治原理の伝統を受け継いでいる。対外的には、超大国 *super power* の米国とは対照的に、カナダは自国を中間国 *middle power* と位置づけ、ベトナム戦争反対、中国承認をはじめ、超大国とは異なる柔軟性のある独自の平和外交を推進してきた。カナダは国際連合、北大西洋条約機構のみならず、*Commonwealth* (英連邦)、*Franophonie* (フランス語圏) のメンバーであり南の国々との関係も深く、東西関係、南北関係双方において、カナダの果たす役割は一般に考えられているより大きい。

このように、米国とは明らかに異なるカナダであるが、これまで日本では、カナダはアメリカ研究の一環としてとらえられてきた傾向がある。しかし前述したように、カナダと米国は本質的に異なる国であることから、日本の対米戦略の一環としてのカナダではなく、カナダをカナダとして理解することが日加関係をより充実させることにつながるであろう。

カナダを理解する四つの分析枠組

ではカナダを理解するためには、どのようなアプローチが有効であろうか。次の四つの分析枠組をあげられよう。

- 1 イギリス系カナダ―フランス系カナダ
- 2 連邦政府―州政府
- 3 中央カナダ―周辺カナダ
- 4 カナダ―米国の四つである。

イギリス系カナダとフランス系カナダの関係は、一八世紀以来カナダがかかえる問題である。カナダはジャック・カルティエという漁師に一五三四年「発見」されて以来、約二世紀の間フランスの植民地であった。一八世紀半ば、フレンチ・インディアン戦争におけるフランス軍敗北の結果、カナダはイギリス領になったのであるが、以後フランス系の人々は建国の民族の誇りと、「征服された」民族の敗北感のもとに、フランス系カナダ・ナショナルイズムを高揚させていく。このフランス系のナショナルイズムが、主としてイギリス系であるカナダに、国家のアイデンティティと政治機構の正統性において挑戦している点、別の表現をするならば、フランス系カナダ・ナショナルイズムが国家としてのカナダの統一 union を脅かしうるものであることが、カナダのかかえている大きな問題の一つなのであり、またそれゆえに、カナダを理解する上で忘れてはならない点である。この例としてケベックの分離・独立運動があげられる。

前述の四つの分析枠組の中で2の連邦政府―州政府関係、3の中央カナダ―周辺カナダ、4のカナダ―米国の分析軸は、日本とカナダの経済関係に直接かかわるものである。

まず連邦—州関係であるが、カナダは連邦国家であるため、連邦政府と州政府の間で憲法による立法権の分割が行われている。連邦、州という二つのレベルの政府は対等な関係にあり、それぞれ憲法により与えられた権限の範囲内で最高決定機関である。この連邦主義の基本は、米国でも尊重されているが、米国とカナダの連邦制の違いは顕著である。米国は一三州の連合にその国家起源を有するように confederacy から federal system に移っていったという経緯がある。中央政府は憲法に列挙された権限をもち、残りの権限 (残余権 residual power) は州政府が持っている。しかしこのように強い州政府と弱い中央政府からはじまったアメリカ連邦制は、その後南北戦争を経て強い中央政府を指向するようになり、現在ではその出発時とまったく逆のタイプの連邦制になっている。カナダの場合も、連邦発足時と現在ではまったく逆のタイプの連邦制になっているところは米国と同じである。異なるのはカナダの場合は、一八六七年の連邦発足時に中央政府が強い連邦制をデザインしたにもかかわらず、英国枢密院司法委員会の司法解釈をはじめとして、さまざまな要因から州政府の力は強くなり、現在では州、連邦の二つのレベルで強い政府が共存する連邦制になっている。このカナダ型連邦制は、対外経済関係に大きな影響を及ぼす。たとえば天然資源の所有権は州政府にあるが、対外貿易は連邦政府の管轄分野であるため、カナダに進出しようとする資源関連企業は、州政府と連邦政府の両者と交渉しなければならない。また州政府の熱心な産業誘致により企業が進出したものの、派遣社員の入国ビザは連邦政府の管轄となっているため、事務手続きがスムーズに行われないこともおこる。また国益と州益が異なる場合、州政府はまず何よりも州益を守ろうとするため、外国資本は、カナダという一つの国において二つのレベルの政府が対立するのを、まのあたりにみることになる。

このように連邦政府と州政府の間での管轄権の分割、国益と州益の対立といった連邦制の産物にどのように対処し

ていくかは、とくに日本のような単一制度 unitary system をとる国にとっては重要課題である。また米国の自由貿易も、provincial jurisdiction に触れる点があり、マルルーニ首相とレーガン大統領との間で協定は締結されたが、カナダ型連邦制においては、州との調整が得られなければ、そしてアメリカ型連邦制においては、議会の承認が得られなければ、実際に運用しうるかどうかが疑問の残るところである。

第三の分析軸、中央カナダと周辺カナダに移ろう。カナダは一〇州二準州から構成されるが、大きく西部カナダ、中央カナダ、大西洋諸州の三つの地域に分けることができる。カナダ連邦発足時、国家経済政策により中央カナダは製造業、それ以外の周辺カナダは第一次製品の供給地という図式が描かれた。このセンター・ペリフェリーの構図はとくに一九七〇年代に台頭してきた州経済主義 economic provincialism から挑戦を受けており、political disintegration にまでつながる危険をひめている。カナダは economic provincialism の強い国であるため、日加経済関係と一口に言っても、カナダのどの地域と日本との関係かに注目しなければ、その本質はつかめない。地域的に産業経済構造がはっきりしていること、人口の約六割が中央カナダに集中していること、連邦政府の政策は中央カナダの利益を反映させる傾向が強いことの三点は、日本が現在、そしてこれからの日加経済関係を考える上で、忘れてはならない点である。この詳細については後述しよう。

カナダを理解するため四つの分析枠組の最後は、米国内カナダ関係である。前述したように、カナダと米国は同じ北米大陸に位置する国であるが、歴史的、社会・文化的、政治的、経済的に二カ国間には、はっきりとした違いがみられる。しかしながらカナダの人口は米国の約一割にすぎず、その大部分が米国内境から一〇〇マイル以内の地域に居住していること、二カ国の経済力に大きな差があることなどから、カナダが米国の影響を強くうけるのは免れな

い。一九六八年から一九八四年までのごく短い期間を除いてカナダ首相であったトリュドは、米国とカナダを象とせずみにたとえた。ねずみは小回りがきくが、象に踏みつけられればおしまいである。カナダは米国と共存しながら、しかし米国に吸収されないように独自のアイデンティティを持たねばならないと考えていること、Continentalism と Nationalism の間をゆれ動いていることをまず認識することがカナダを理解する一つの鍵となっているのである。

(2) Kenneth McRoberts and Dale Posgate, *Quebec: Social Change and Political Crisis*, McClelland and Stewart, 1976, Toronto, pp. 1~8.

(3) 英領北アメリカ法は、州法の否認可権 disallowance power などオタワ中央政府の優越を認めており、カナダ連邦制は憲法上は準連邦 quasi-federal と言われている。Kenneth C. Wheare, *Federal Government*, 4th edition, 1964, Oxford University Press, N. Y. p. 20.

(4) 西部カナダは、ブリティッシュ・コロンビア州、アルバータ州、サスカチュワン州、マニトバ州の四州で構成される。中央カナダはオンタリオ州、ケベック州を指す。大西洋諸州は、ニューブランズウィック州、ノバスコシア州、プリンスエドワード島州、ニューファウンドランド州の四州から構成される。

III 日加経済関係

日本はカナダにとって、一九七三年以来第二の貿易相手国となっている。日加間の貿易は、日本がカナダから原材料を輸入し、カナダへ工業製品を輸出するという典型的な相互補完的關係が基調になっている。しかし、第一に日本はカナダにとって第二の市場であるのに対し、カナダは日本にとって九番目の市場にすぎないこと、第二に日本は、原料や食糧の輸入の多様化をすすめ、一国への過度の依存を避けており、対日原料供給国としてのカナダの地位は安

表 1 戦後 (1946~86年) の日加貿易

(単位: 100万ドル)

年 度	カナダの輸入	カナダの輸出	年 度	カナダの輸入	カナダの輸出
1946年	—	—	1967年	294	574
47	—	—	68	360	608
48	3	8	69	496	626
49	6	6	1970年	582	813
1950年	12	20	71	803	831
51	13	73	72	1,071	965
52	13	102	73	1,011	1,814
53	13	118	74	1,430	2,231
54	19	96	75	1,205	2,133
55	37	91	76	1,525	2,389
56	61	128	77	1,802	2,512
57	61	139	78	2,265	3,062
58	70	105	79	2,159	4,100
59	103	140	1980年	2,796	4,374
1960年	110	179	81	4,057	4,522
61	117	232	82	3,527	4,590
62	125	215	83	4,409	4,762
63	130	296	84	5,712	5,667
64	174	330	85	6,112	5,745
65	230	316	86	7,625	5,907
66	270	394			

(出所) Statistics Canada, *Historical Statistics of Canada*, 1983. *Canada Year Book 1978~1979*, 1985. *Canadian Statistical Review*, March 1985; May, 1986; March 1987.

泰ではないこと、第三にカナダ自身の経済構造が資源型から製造、サービス業型へ変化していること、第四に日加貿易収支において、一九八四年以来カナダが入超に転じたことなどから、現在のところ良好な日加経済関係も、今後さまざまな問題が起こる危険をはらんでいると言えよう。

日加貿易

表1は、戦後の日加貿易をカナダ側の統計によりまとめたものである。この表からわかるように、日加貿易は一九八三年までは、ほぼ恒常的にカナダ側的大幅出超で推移してきている。

しかし一九八四年にカナダは入超に転じ、一九八六年には一七億一八〇〇万ドルの対日赤字を記録している。この大幅な対日赤字は、第一に原料価格の相対的低下と日本の産業構造の変化による対日原料輸出の伸び悩み、第二に日本からの工業製品の輸入の増加の組み合わせによって引き起こされている。⁽⁵⁾ カナダは主力対日輸出品である原材料を、その性格上急激に輸出を伸ばすことができないため、長期的な安定供給を維持する一方で、日本に製品を輸出することに積極的な姿勢を見せている。カナダが製品輸出国である日本に輸出できる製品としては、現在のところ通信機器、宇宙・航空産業製品があげられよう。将来カナダの資源と日本の技術を組み合わせた共同開発も期待されている。カナダは日本市場へのアクセス確保に努力しているが、日本の消費者は、品質がよく目新しいものであれば、価格が高くても買う傾向をもつと分析しており、⁽⁷⁾ 対日工業製品の輸出促進に熱意をみせている。

日本の対加投資

一九五一年から一九八六年までの対加直接投資額累計は一九億五〇〇〇万ドルで、日本の海外直接投資の約2%と非常に少ない。証券投資は一九八六年末残高で三六〇億ドルである。円高による日本企業の海外立地へのインペラティブを考えると、今後の日加経済関係の可能性として直接投資の増加をあげることができよう。折しもカナダにおける投資環境は変化してきている。

カナダ経済の「カナダ化」⁽⁸⁾をねらったトリュドー政権のもとで設立された外国投資審査庁 Foreign Investment Review Agency 略称 F I R A は、一九八五年に保守党マルルーニ政権のもとでカナダ投資庁 Investment Canada となり、外資規制から外資歓迎へと姿勢の違いをはっきりとうちだした。F I R A は新規事業、直接投資、間接投資すべてを審査の対象としていた。結果的には申請の約九割が承認されたという実績にもかかわらず、外資にとってはすべ

てが審査対象であったこと、手続きが煩雑なことなどが心理的障害となりFIRAは悪評であった。カナダ投資庁は、審査の範囲を大幅に緩和し、投資環境は大きく変化したようにみえる。この変化により理論的には、日本の対加直接投資に、より大きな可能性が開けたことになる。

FIRAとカナダ投資庁は、しかしながら、審査の対象を緩和したことを除けば大差はなく、同じ理念に基づき運営されている。この理念は大きく次の五つに分けられよう。①投資のカナダにおける雇用、経済活動への効果、②カナダの生産性、技術発展、生産の多様化への効果、③経営へのカナダの参加の程度、④競争への効果、⑤国家経済政策と投資の適合性の五つである。

ここでより現実的に日本の対加直接投資を考えてみよう。日本が米国よりもカナダに投資を行うメリットは何であろうか。まず第一に天然資源の豊富さ、第二に電力費などエネルギーコストの廉価、第三に治安などセキュリティの良さ、第四に米ドル、カナダドルの為替レートの差、第五に米国よりも速いスピードで縮小している財政赤字があげられよう。逆に投資側にとつてのカナダのデメリットの最も大きいものは、カナダだけでは市場が小さすぎることであろう。その他には法人税が比較的高い、高福祉国家のためそのコストが高い、州政府と連邦政府の足並みが時としてそろわないなどがあげられよう。では加米自由貿易が実現した場合、このようなバランスシートはどのように変化するであろうか。加米間が自由市場になれば、二国間の経済力の差から金融政策は米国にこれまで以上にひっぱられることになり、おそらく米ドルとカナダドルの差は最終的にはかなり縮小することになるであろう。そのようになれば、為替レートの差に由来するカナダにとつての有利な立場は喪失する。従つてカナダがもつ残りの四つのメリットを日本がどのように評価するかにかかつてこよう。

西部カナダと日本

実際に、日本からどの程度カナダに進出しているであろうか。一九八一年の段階で、一六〇社の日本企業がカナダに進出しており、約二万三〇〇〇人のカナダ人を雇用している。その内訳は、資源関係六四〇〇人で四九%を占め、つづいて製品販売、アフターサービス四〇〇〇人、製造業一七〇〇人となっている。地域別にみると、ブリティッシュ・コロンビア州は五九七〇人で全体の四六%を占め、オンタリオ州は四三〇〇人となっており、西部カナダの資源関連、中央カナダの工業製品関連の構図がかびあがってくる。ここで前述の中央カナダ、周辺カナダと日本の関係についてふれておきたい。日本との貿易において、西部カナダと大西洋諸州はほぼ恒常的に対日黒字であり、中央カナダが対日赤字を記録している。これは、カナダの産業構造が地域的にはっきりしていること、すなわち中央カナダが製造業、周辺カナダ（西部カナダと大西洋諸州）が資源関連産業であることと、日本はカナダから第一次産品を輸入し、カナダへ製品を輸出する貿易の型をとっていることに起因する。実際西部諸州の対日輸出は、カナダ全体の対日輸出の三分の二を占めているのに対し、中央カナダの対日輸出は約一割にすぎない。輸入に関しては、中央カナダが日本からの輸入の半分以上を占める。その結果、対日貿易批判の声は中央カナダからあがることが多い。カナダ連邦政府は、人口の六割が集中している中央カナダの利益を反映させる政策をとる傾向があり、今後日加貿易収支が不均衡を続ける場合、中央カナダの製造業保護にすることも考えられる。しかしカナダの地域的経済構造を考慮に入れ、日加経済関係の全体的視点を失わないようにすることが、カナダにとっても、そして日本にとっても重要であろう。

カナダ経済の変化

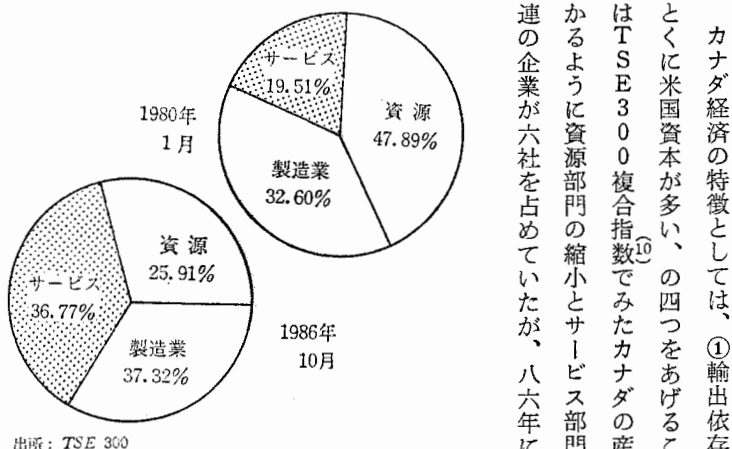


図3 カナダの産業構造変化(1980年, 1986年)

政府系企業 Crown Corporation の多さもカナダ経済の特徴の一つであったが、現在民営化がすすめられている。カナダも他の先進諸国経済のように、民営化、自由化、規制緩和が行われていると言えよう。

今後の日加経済関係

一九七六年カナダに赴いた横田ミッションは、連邦政府と州政府の間、政府と民間の間、労使の間に著しく協調が欠けていることを見て、このような状況では日本からカナダへの投資は行われにくいと、

悲觀的な報告をしている。それから一〇年後の一九八六年、金尾ミッシェンは、槇田ミッシェンの見たカナダとは異なるカナダを発見したとして、「新しいカナダの発見」*Discovery of a New Canada*と称する報告書を作成した。この報告書は、今後の日加経済関係拡大の可能性への課題として

- 1 日本への対加直接投資の増加
- 2 日加間の技術協力
- 3 カナダの対日工業製品の輸出促進をあげている。カナダ側はこの三つに

- 4 対日市場アクセスの改善
- 5 長期的展望に基づくカナダからの原料輸入の二つを加え、今後の日加経済関係の重要点として⁽¹¹⁾いる。

トリュドー政権時代に比べ、現在のマルルーニ政権のもとでは、槇田ミッシェンが指摘した前述の三つの関係（連邦—州関係、公共—民間部門関係、労使関係）は改善された。また、FIRAからカナダ投資庁への投資環境も変化した。しかしながら、それだけで動くわけにはいかない。現実に日本が市場の狭いカナダへの直接投資を増加するには、何よりもまず米國との関係を考えなければならないであろう。次章では一九八八年一月二日にマルルーニ首相とレーガン大統領によって署名され、あとは米議会の承認を待つのみとなった加米自由貿易協定について、日米加それぞれの立場からそのインプリケーションを分析してみたい。

- (10) *Discovery of a "New Canada"*, Report on the Japanese Economic Mission to Canada, 1986, p. 21.
- (9) Northern Telecom が N T T にデジタル交換機二・五億ドルを輸出している。しかし N T T が購入するデジタル交換機は Northern Telecom の米国工場で製造され、輸出されるため、日加 bilateral の貿易収支には貢献しない。
- (7) H. Edward English, *Canada and Pacific Cooperation*, Pacific Basin Project No. 2, Center for Japan-U. S. Relations, International University of Japan, 1986, pp. 42-43.
- (8) カナダ経済の「カナダ化」は、カナダ人自身によるカナダ経済のコントロールの実現を目標としたものであり、自国産業の保護育成と外資系支配の減少を二つの軸としている。トリュドローは F I R A 設立の他に第三の選択 Third Option (一九七二年)、ペトロカナダの創設(一九七四年)、国家エネルギー政策、略称 N E P の実施(一九八〇年)など、経済の「カナダ化」を推進したが、このナショナルリスティックな経済政策のため、加米関係は冷えきった。
- (9) カナダ投資庁が審査を必要とする案件とするのは以下のものである。
 - ◎資産総額五〇〇万ドル以上のカナダ企業の直接取得
 - ◎資産総額五〇〇万ドル以上のカナダ企業の間接取得
 - ◎資産総額が五〇〇―五〇〇〇万ドルで、国際取引総額の五〇%以上をカナダ法人が占めるカナダ企業の間接取得
 - ◎カナダの文化遺産や国民的アイデンティティと関連する事業の取得で、政府が審査を要すると判断するもの
 - (10) トロント証券取引所の主要三〇〇株で構成される T S E 三〇〇 複合指数は、さまざまな産業分野の資金力を判断する最も総合的な指標とされている。
- (11) *Canada's Business with Japan*, Symposium held by the Canada-Japan Trade Council, Ottawa, Sept. 22, 1987, p. 7.

IV 加米自由貿易協定

一九八五年三月十八日のレーガン大統領とマルルーニ首相によるシャムロック・サミットは、⁽¹²⁾トリュドロー時代の冷

えきった加米関係を修復する大きな一步となったと考えられる。トリュドー前カナダ首相が、米国と距離をおき、経済の「カナダ化」を推進したのとは対照的にマルルーニ首相は、シャムロック・サミット後の同年九月、関税、非関税障壁の加米相互引き下げを目的とした、二国間通商協定の交渉を米国に提案し、北米経済統合論者 *Continentalist* の立場を明確にした。翌一九八六年五月に第一回の交渉がもたれて以来、八七年十月まで集中的に交渉がすすめられ、十月三日には、レーガン大統領とマルルーニ首相の間で、加米間の包括的自由貿易協定の締結への合意をみるこ
となり、八八年一月二日には両者間で協定は署名された。あとは米議会による一括承認⁽¹³⁾を待つのみである。もし協定が承認されれば、北アメリカという世界最大の自由貿易地域がつくられることになる。日米加をそれぞれ頂点とするトライアングルの、現在でも最も太い一辺がさらに強化されることになり、日米関係、日加関係の双方に、大きな影響を及ぼすであろうことは、十分に予測できる。本章では加米自由貿易について、米国とカナダそれぞれが考える自由貿易と、日本への影響を分析してみたい。

カナダの考える米国との自由貿易

今回の加米自由貿易協定は、カナダ側のほとんど一方的ともいえる提案に負うところが大きい。なぜカナダは積極的に米国との自由貿易を推進しようとしたのであろうか。

加米間の自由貿易構想は、カナダが近代国家として発足した一八六七年以来ローリエ、キングをはじめとして何度も提唱されてきたもので、決して新しいものではない。ではなにゆえに、ふたたび今なのか。一九八四年九月に政権の座についたマルルーニ首相にとって、カナダ経済の活性化は憲法問題と並び重要なものであった。⁽¹⁴⁾カナダは人口二五〇〇万で、米国の約一割にすぎない。このためカナダ市場のみではすぐ飽和状態に達することは明白であり、健全

なカナダ經濟を維持するためには輸出、それも巨大な市場をもつ隣国米国市場へのアクセスが絶対である。米国を市場としてほぼ独占的に確保するために、また加低米高の技術格差をちぢめ、カナダ經濟に國際競争力をつけるために、米国の自由貿易構想を再燃させたと考えられる。その後米国の保護主義化に伴い、今回の加米自由貿易協定の究極の目標は、カナダ經濟に大きな影響を与える米国保護主義の波を回避することにおかれることになった。日米經濟摩擦の影にかくれてしまっているが、加米間の貿易摩擦は日本で想像する以上に深刻である。カナダの貿易収支の対米黒字は一二億ドル（一九八六年）にのぼり、日本に次いでいる。最近だけでも、カナダ産屋根板杉材 *shakes and shingles*、カナダ針葉樹林 *softwood lumber*、塩化カリ *potash* などをはじめ、さまざまなカナダの対米主力輸出品目が相次いで相殺関税を課されるなど、米国の制裁措置の対象となった。カナダは、産業ごとの保護措置による米国からの攻撃的な貿易係争にいらだちと不安を感じており、このような米国の保護主義の波を回避する手段の一つとして米国との自由貿易協定をめざしていると言えよう。このような背景から、米国との自由貿易協定において、カナダ側がその家台骨とするものは、加米間の貿易係争を解決するために拘束力のある機関を設置することであった。二国間自由貿易協定においてははじめての試みとなるであろうこの係争処理機関は、加米双方から選ばれた中立的スタッフにより構成されることになっている。カナダのねらいはこの機関を G A T T のパネルに類似したものにし、独自のルールで運営し、拘束的な最終決定権を与えることで、米国の懲罰的な通商法の適用を免れ、米国の恣意的な貿易制裁を回避することにあった。しかしながら数多い貿易相手国の中で、カナダ一国だけを特別扱いすることは、米大統領府のみならず米議会が認める可能性はきわめて低く、この紛争処理機関の設置をめぐる、加米間では交渉、取引が集中的に行われ、特許権⁽¹⁵⁾、エネルギー分野、投資を含め、とくに自動車協定に関しカナダ側の大きな譲歩が行われた。

米国が考えるカナダとの自由貿易

カナダからの一方的申し出に近い二国間自由貿易交渉に米国が入った理由として、次のようなことが考えられる。まず第一に、現在加米間では多くの分野ですでに自由貿易が行われているが、この分野別自由貿易はとくに自動車協定 Auto Pact をはじめ、カナダ側に有利であると米国は考えており、このような自由貿易の修正を行いたいこと。第二に、潜在的な貿易分野が、加米それぞれ、もしくは両国で関税が存在する分野であること。⁽¹⁶⁾第三に、カナダのサービス分野への参入に米国が大きな魅力を感じていることである。とくに第三点のサービス貿易については、米国はガット新ラウンドを考慮に入れており、カナダが米国の保護主義から免れるための自由貿易という純粋に bilateral な観点をもつとは対照的に、米国は multilateral trade の中の bilateral という視点で、カナダとの自由貿易を考えている。貿易係争解決のための紛争処理機関の設立というカナダ側の一貫した要求に、はじめは難色を示していた米国だったが、前述の分野でカナダ側から多くの譲歩を勝ちとり、最終的には紛争処理機関設立に合意した。しかしこの機関の役割は、摩擦をおこした項目についての決定が、当事国の通商法の規定通りに運用されたかどうかを裁決することで、妥当との判断ができた場合は、規定通りの措置をとることができる。米国側は発表しており、カナダ側の思惑とはかなりの差異がうかがわれる。この米国側の考え方に基づけば、一方が裁決に従わない場合は相手国が報復措置をとることができることになり、カナダ側が重要視する拘束性はかなりうすめられることになる。いずれにしてもこの機関のルール運用づくりは、今後五十七年の歳月をかけてすすめられる予定であり、その過程で内容がかわる可能性はかなり高いが、保護主義化した米議会の存在を考えれば、カナダの思い通りの紛争処理機関の実現とはならないであろうことが予測されよう。

加米自由貿易協定の争点

一七八

現在米議会の承認を待つのみとなった加米自由貿易協定において最後まで交渉が難航したのは、上述の紛争処理機関の他にいくつかある。まず、米国側に有利な投資条項である。これは外資による金融機関所有が、米国内よりもカナダ国内において、より自由化されていることからカナダ側の譲歩と見られている。次に、スズキーGMのオンタリオ州におけるジョイント・ベンチャーが、Auto Pactによりカバーされるかどうかについても交渉中である。加米間では、一九六五年より加米自動車協定（通称 Auto Pact）により、自動車産業において自由貿易が行われてきた。今回の自由貿易構想の中には、当初この自動車協定は含まれておらず、交渉の対象外であった。しかし自動車協定は交渉の対象外とするカナダとは対照的に、米国は一九八七年六月頃から Auto Pact も交渉のテーブルにのせはじめ、最終的には今回の自由貿易協定での主要な獲得と米国が言い切るなど、米国側のほぼ要求通りに交渉がすすめられた。自動車問題については日本とも直接関連するので、詳細は次節で述べる。

その他に、エネルギーが今回の自由貿易協定の重要な要素としてあげられよう。カナダは米国に自国エネルギーへの無差別アクセスを認めたが、これは、とりわけ失業率の高いエネルギー州である西部諸州の要望をとり入れたものと見られる。

確かに失業率一二％に達した、かつての栄光の石油・天然ガス産出州アルバータでは、今回の自由貿易の理念と今後の長期展望を考えるよりも、何よりもまず米国との自由貿易によって雇用機会を創出し、失業率を下げたいという意向が強いのは否めない事実であろう。しかしカナダが世界に誇れるもので、かつ最終的切札となるのは、結局のところ資源をにおいて他にない。この切札をこれほど速くとも簡単に出してしまったカナダは、将来このエネルギー問

題をいかにマネージしていくか、国の命運をかけた課題を自らに課したと言えよう。

カナダ国内で、米国との自由貿易に真向から反対しているのは、連邦野党である自由党、新民主党（NDP）、州政府ではオンタリオ州¹⁷、マニトバ州、プリンス・エドワード島州、そして労働組合である。論争の焦点は数量、価格面で、カナダの米国への無差別な供給を決めたエネルギー条項、米国側に有利な投資条項、自動車協定をはじめ、属地性の高い農業、文化面におかれている。米国との自由貿易は、中小企業が多く競争力の低いカナダ企業に打撃を与え、雇用の創出どころか雇用の喪失に結びつき、経済的に米国にのみこまれ、最終的にはカナダの国家主権の喪失の危険があると批判している。

加米自由貿易と日本

加米自由貿易協定は、日本にとってどのような意味をもつであろうか。理論的には、加米間の貿易障壁が撤廃されれば、カナダから米国市場へのアクセスが保証される。日本が、米国にくらべ労働コストが低く、天然資源が豊富で電力費の安いカナダに進出し、カナダから米国市場へ乗りこむことも可能になる。カナダ側もこの点をアピールし、自国産業に競争力をつけ、経済の活性化のために日本の対加直接投資の増大を望んでいる。しかしながら現実には、とくに自動車産業に関して第三国にとっては、北米自由貿易よりも北米ブロック化の印象をもたざるを得ない結果となった。この点について二つに分けて論じよう。

まず第一は、自動車協定 Auto Pact に関してである。前述したように、加米間では一九六五年の加米自動車協定により、この部門における自由貿易はすでに行われていた。Auto Pact の特典に享してカナダから米国へ無関税で輸出するには、カナダで一定限度の部品を調達しなければならない。現在 Auto Pact の資格をもつ日本の自動車メーカー

はないが、連邦政府も州政府も日本のメーカーにカナダ製部品を買わせるため、この Auto Pact を強調してきた。¹⁸⁾ 一九八六年秋、Auto Pact 適用への資格を得るため、トヨタはオンタリオ州首相ピーターソンに、一九九〇年代半ばまでに年間一億二〇〇〇万ドル相当のカナダ製自動車部品を買うことを約束した。¹⁹⁾ しかしながら、今回の自由貿易協定は米国側の強い要請により自動車産業も包含することになり、特典の対象を北米三大メーカーに限るとした。この結果、日本メーカーには潜在的にあった加米間自動車自由貿易への可能性が閉ざされてしまったのである。

第二に、関税払戻制度 *duty-remission scheme* の撤廃があげられよう。この制度はカナダ国内で生産した部品の数量に応じて、輸入関税の一定程度払い戻しなどを中心としたもので、外国自動車メーカーの投資促進を目的の一つとしたカナダの優遇措置であった。この関税払戻制度は、外国の自動車メーカーがカナダに工場をつくり、加米自動車協定のもとに無関税で米国市場へ輸出することを促進するはずであった。しかしながら、今回の自由貿易交渉において、このカナダの *duty-remission scheme* は、一九九六年までに廃止することになったのである。

このように①加米自動車協定による特権を米三大メーカーに限定②外国メーカーに対するカナダの関税払戻制度の廃止。③外国メーカーに対する五〇%以上のローカルコンテンツ義務付けなど、カナダから迂回して米国市場に輸出される日本車を防ぐことを目的とした米国の要請を、最終的にカナダは受け入れており、排他的な色彩の強いものとなっている。

加米自由貿易協定の最終テキストは去る十二月に発表されたが、注目の二国間貿易紛争処理機関の運用については、今後の交渉にまかされた点、米議会の承認を得なければならない点をはじめとし、米議会の保護主義化と大統領選を間近に控えている米国が関わっているだけに、今後さまざまな問題点もでてこよう。このような状況の中では、

加米自由貿易協定が果たして日本にとってどのような影響と意味をもつかについては、断定的なことは言えない。ガット二十四条では、自由貿易地域は第三国に対する障壁を高くしてはならないことを定めている。しかしながら、北米経済ブロック化の危険を想定し、日加、日米自由貿易の可能性の検討をはじめとし対米、対加戦略を練り直すことは日本にとってマイナスではないだろう。

(12) レーガン大統領もマルルーニ首相も、同じくアイルランド出身のため、アイルランドの国花であるシャムロック（シロツメグサ）の名をとって、このように呼ばれた。

(13) 加米自由貿易協定は、米国側でファースト・トラックと呼ばれる手続きで処理されるため、米議会は九〇日間の会期で審議し、一括承認可否かを決める。なお修正は認められていない。

(14) カナダ経済の活性化は米国との自由貿易、憲法問題は Meech Lake Accord へと具体化していく。

(15) 特許権に関するカナダの米国への譲歩は、製薬の特許権に関する法律の変更を、下院で可決したことに代表されよう。従来、新薬の特許保護はカナダは四年であったが、米国では一七年であることから、自由貿易交渉において米国側の圧力を受け一〇年に変更された。The Globe and Mail, Aug. 13, 1987.

(16) The Guardian, Sept. 27, 1985.

(17) オンタリオ州では、一九八七年九月、自由貿易をめぐる州選挙が行われ、反対派の自由党ピーターソン首相の圧倒的再選となった。オンタリオ州はカナダの製造業の中心であり、とりわけ自動車産業が集中しているので、とくに協定の影響を強く受けるとみられている。

(18) 過去数年の間、ホンダ、トヨタ、スズキ（スズキはGMとの合弁）の三社が、カナダに自動車組立工場をつくることに同意している。現在操業しているのはホンダ（オンタリオ州）のみである。

(19) The Globe and Mail, Nov. 17, 1987.

(20) 輸出コストの五〇%とも読みとれる。この場合製造コストの割合にすれば、約八五%程度になる。

V おわりに

今回の加米自由貿易協定が、他の既存の二国間自由貿易協定と異なっている点はどこにあるか。まず第一に、加米自由貿易協定は単に物品の貿易のみでなく、投資、サービスもそ上にのせたこと、第二に、二国間の通商紛争処理機関を設置することがあげられる。しかし何よりも注目したいのは、大きく世界経済の情勢が変化しているこの時に、世界最大のマーケットになるであろう北米コモン・マーケットが提案されたことである。世界経済情勢の変化として、何が象徴的であろうか。まず何よりも世界一の債務国と転じた米国、世界経済における米国の地位の変化が指摘できよう。次に産業構造の変化、とくにサービス経済化、第三に急激な円高ドル安に代表される為替相場の不安定、第四に去る十月の株式大暴落があげられよう。このような激動的とも言える状況の中での自由貿易協定は、従来の自由貿易協定とは異なる意味を持たざるを得ないであろう。

今回の加米自由貿易協定が発効すれば、経済サミット七カ国中で、日本だけが取り残された形になる。ECがヨーロッパ自由貿易圏として機能している一方で、日本が激動の世界経済の中で孤立を深めていかないために、ブロック経済化の危険の高いカナダ、米国、そして最終的にはメキシコも入るであろう北米自由貿易圏の形成を放任することなく、日加自由貿易、日米自由貿易をはじめNICS、ASEAN、オーストラリア、中国をも含めた環太平洋自由貿易 Pacific Basin free trade を構想するのは意味のないことではなからう。それは日米関係についていえば、両国の貿易摩擦をミクロ的に対処していくよりも、より根本的で生産的な解決方法の模索につながるであろう。しかしカナ

ダとの關係を考ふるならば、本当のところは日本はカナダよりも米國に、カナダは日本よりも中國により強い關心をもっていることから、より安定した日加關係につながるかもしれない。

世界經濟の相互依存は今後も進んでいこう。しかし國際的政策強調は、各國の經濟政策の重点のおき方と実行力、すなわち政治的な決断力と切り離すことはできない。またサービス經濟化がすすむに従って、文化や屬地性の問題が浮上してこよう。すなわち經濟の相互依存は必ず國家の政治主權の問題に遭遇することになる。今回の加米自由貿易協定はこの經濟統合と政治主權の問題⁽²¹⁾についての最適モデルと言えよう。なぜなら、加米間ではすでに一九二〇年代から徐々に經濟統合が進行していること、今回の二國間自由貿易はあまりにも非対称な二國間で行われることから、カナダが國の經濟支配力をなくす形での北米經濟統合は、容易に行われようように一見思われよう。しかしながら、カナダは米國への相当度の經濟依存率（輸出の七五%が米國向けであること、カナダ經濟における米國資本の支配率の高さ、米國の branch plant といわれるカナダ經濟など）にもかかわらず、傳統的に、政治的に米國とは距離をおいてきた。國內政治機構、政治文化をはじめ、對外政策にも米國とカナダの間には、はっきりとした違いがある。今回の自由貿易反対派の焦点は、自動車、エネルギー、投資などの他に、より本質的なものとして、カナダの文化、政治主權に集中している。U.S. swallows Canada up という恐れは、カナダ人（とくにオンタリオ東のカナダ）に強い。カナダはその建國以來 Continentalism と Nationalism の間をゆれてきている。今回のケースは、政治主權が、強い經濟統合の力にどれだけ抗しうるかを見る絶好の機会とも言えよう。カナダと米國というセッティングに加え、とりわけ文化に密接に関連するサービス經濟が、今回の協定にのぼっているだけに、画一化（經濟）と個性（政治）、あるいはポードレスに価値をおく經濟とポードーに価値をおく政治の二つの力が、どのようにバランス点を求めていく

か興味深い。カナダも日本も資源立国と技術立国の違いこそあるが、米国との経済、通商関係、そしてとりわけ安全保障面では米国のカサの下にあり、米国に対しては類似した立場にあると言える。それだけに、カナダの今後は日本にとって示唆的であろう。

(21) 経済統合と潜在的な政治統合の例としては、ECが最適であろう。しかし経済統合と政治主権は、今後世界各地で地域的な経済統合がすすむ際に問題となる。ケベック州の分離・独立運動のクライマックスとなった一九八〇年レファレンダムは、ケベック州の政治主権と、ケベック州と残りのカナダとの経済統合をめざしたものであった。今回は加米経済統合とカナダの政治主権である。カナダにおける経済連合・政治主権の問題が、北アメリカ版になったような感がある。今回ケベック州は、ことごとく連邦政府の方針に反対してきたケベックには珍しく、米国との自由貿易に賛成している。主として英語系であるカナダと米国が経済的に結びついて、カナダの国家としてのアイデンティティの危機が問題となっている中で、フランス系のケベック州の立場は、カナダ一國を相手にするよりも有利なものになったようである。

(本稿は一九八七年一二月に総合研究開発機構において行った講演に加筆したものである。)